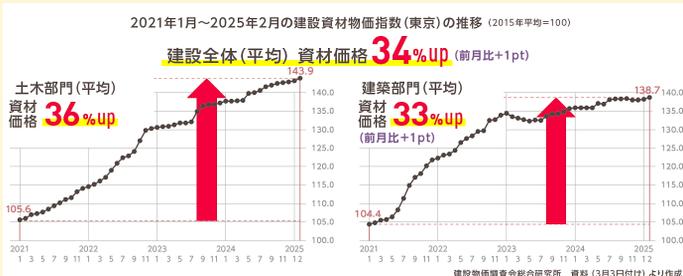


# 公共工事の発注者の皆様へ

～資材価格の高騰・賃金の上昇を踏まえた適正な価格での契約をお願いします～

世界的な原材料費等の価格高騰や円安の影響を受けて、資材価格が高騰しています。また、政府の賃上げの方針や、公共工事設計労務単価の引き上げもあり、建設技能労働者の賃金が増えています。

## 資材価格の推移



一般社団法人日本建設業連合会「建設資材高騰・労務費の上昇等の現状(2025年3月版)」より抜粋

建設資材価格は、令和3年から高騰。

## 公共工事設計労務単価の推移

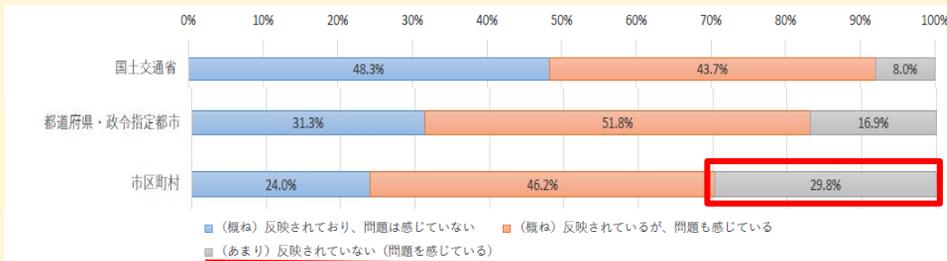


公共工事設計労務単価は、13年連続で上昇しており、この間の上昇率は85.8%。

このような状況のなか、建設業団体が会員企業に実施したアンケートによると、公共工事(特に市区町村)の発注において、予定価格に最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格が適切に反映されていない、また、施工条件の変化や価格高騰などに伴う必要な変更契約が実施されていないという回答が多く見られています。

## 最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格の予定価格への適切な反映

予定価格に、最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格が適切に反映されているか



市区町村においては、予定価格に最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格を「(あまり)反映されていない(問題を感じている)」との回答が20%を超えている。

一般社団法人全国建設業協会「令和6年度 発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」より抜粋

## 必要な設計変更

施工条件の変化等に伴う必要な設計変更は行われているか



市区町村においては、施工条件等に伴う必要な設計変更が「(あまり)行われていない(問題を感じている)」という回答が15%を超えている。

一般社団法人全国建設業協会「令和6年度 発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」より抜粋

裏面に続きます

# 予定価格の設定に当たっては、最新の実勢価格を適切に反映してください

## 公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

…予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、労働安全衛生法令に基づき安全衛生を確保するために必要な経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うものとする。

<適正化指針：第2 4（1）>

可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いて、適正な予定価格の設定をお願いします。具体的には、

- ・物価資料を活用している場合は、最新の単価を活用
- ・単価を独自に調査し設定している場合は、直近の単価を調査し適切に反映

## スライド条項の活用等、必要な変更契約の適切な実施をお願いします

## 公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

…工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、…

<適正化指針：第2 5（4）>

契約締結後において、資材価格等が値上がりし、受注者から協議の申し出があった場合には、**適切に協議に応じ**、状況に応じた**必要な変更契約を実施**するようお願いいたします。変更契約を行わない場合は、建設業法第19条の3に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。

スライド条項の運用基準の策定状況



令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）

都道府県・指定都市は、すべて単品スライド条項やインフレスライド条項の運用基準を策定しているが、市区町村では未だ6割弱にとどまっている。

（補足）  
公共工事標準請負契約約款においては単品・インフレスライドのスライド方法を協議事項としており、具体的に定めていない。そのため、実務においては各発注者がスライド条項の運用基準をそれぞれ事前に定めるか、個別協議にて対応する必要がある

単品スライド：主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金が不適當となった場合に実施  
インフレスライド：急激なインフレ又はデフレが生じ短期的に価格水準の変動が生じ、請負代金が不適當となった場合に実施

地方公共団体（市町村）においても、建設業の厳しい現状をご理解頂き、地域経済・地域社会の持続的な発展のために、公共工事の発注において一段の配慮をお願いします。

